

別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

第 1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
リ ー ス 投 資 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
そ の 他 の 資 産		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		未 払 法 人 税 等	
無 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
前 払 年 金 費 用		資 産 除 去 債 務	
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 の 負 債	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		役 員 賞 与 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	退 職 給 付 引 当 金	
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	

	金融商品取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ○○積立金 繰越利益剰余金 自己株式 △ 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 株式引受権 新株予約権 純資産の部合計	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
- (4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
- (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸

出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

(9) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(10) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(11) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

(12) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(14) 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

① 1 株当たりの純資産額（銭単位）

② 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの純資産額を算定している旨

(15) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(16) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

(17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 226 条及び第 227 条に規定するスト

ック・オプションに関する事項

- (18) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 228 条から第 231 条まで、第 234 条、第 266 条及び第 298 条に規定する企業結合に関する事項
 - (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 232 条、第 233 条及び第 235 条に規定する事業分離に関する事項
 - (20) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
 - (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書

{

年	月	日から
年	月	日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 産 運 用 収 益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
（うち預金利息）	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	

(又 は 経 常 損 失)
特 別 利 益
特 別 損 失
税 引 前 中 間 純 利 益
(又 は 税 引 前 中 間 純 損 失)
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税
国 際 最 低 課 税 額 に 対 す る 法 人 税 等
法 人 税 等 調 整 額
法 人 税 等 合 計
中 間 純 利 益
(又 は 中 間 純 損 失)

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
 - (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
 - (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
- 5 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれ

らに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。) (銭単位)

- (2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要 旨)
 年 月 日

住 所
 株式会社 銀行
 代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
有 形 固 定 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
前 払 年 金 費 用		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	

		(純資産の部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		株 式 引 受 権	
		新 株 予 約 権	
		純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

(4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点

を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

(5) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(6) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

① 1株当たりの純資産額（銭単位）

② 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(7) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）

以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

{

 年 月 日から
 年 月 日まで

}

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 産 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
国 際 最 低 課 税 額 に 対 す る 法 人 税 等	
法 人 税 等 調 整 額	
法 人 税 等 合 計	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純

利益金額（銭単位）

- (2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。